

多様な意見が 反映される社会を 目指します



松山市男女共同参画推進条例

第 5 条 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が均等に確保されるように推進されなければならない。

【3－1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

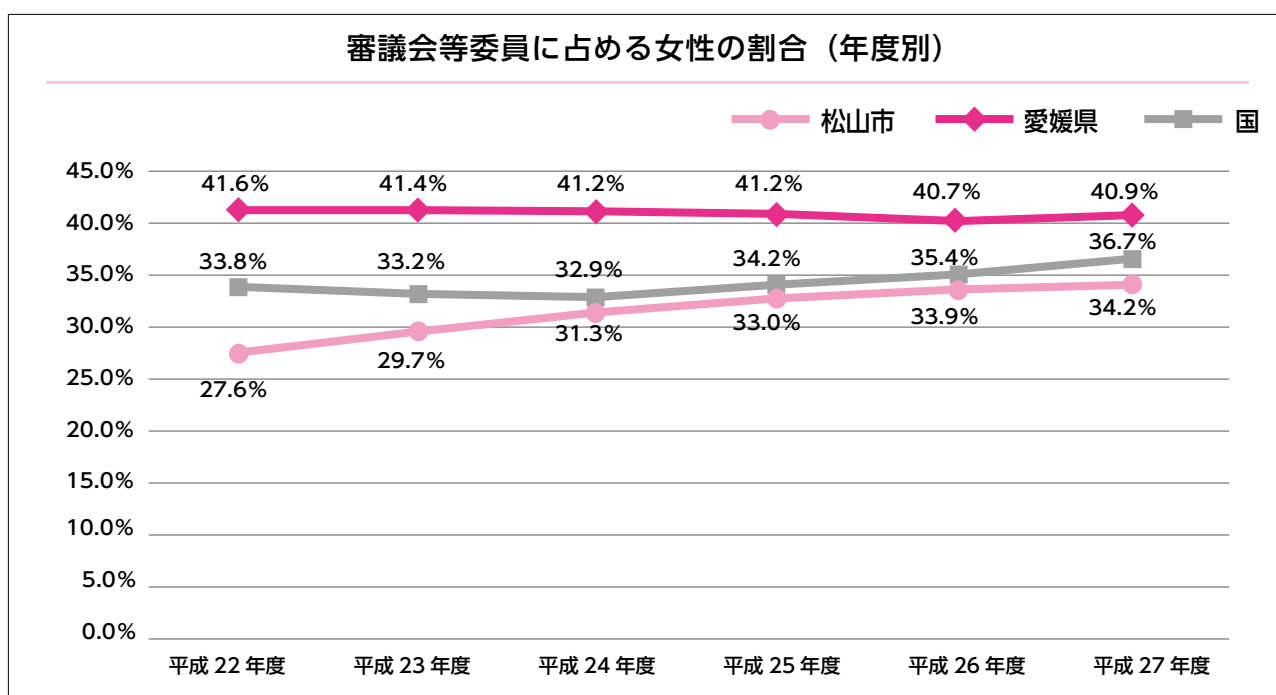
【現状と課題】

多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れるため、女性のあらゆる分野での活躍は不可欠です。

このような中、平成 28 年（2016 年）に「女性活躍推進法」が施行され、労働者 301 人以上の企業や国、地方公共団体に対して「事業主行動計画」の策定や情報公開が義務付けられるなど、全国的に女性活躍に向けた取組が進められ、市役所でも、市政に携わる女性職員の管理監督者への登用を促進し、職域拡大にも努めています。

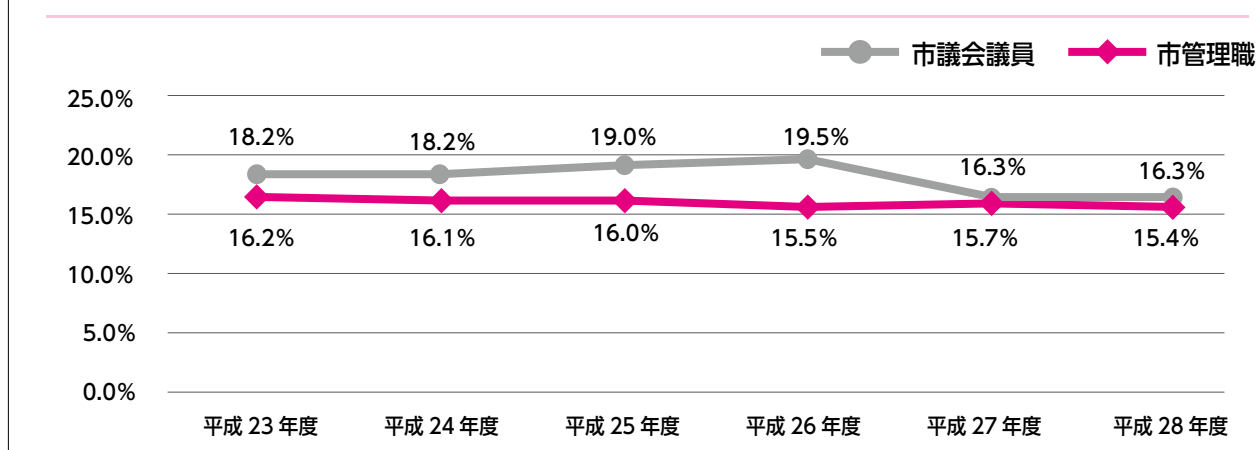
審議会等の女性登用については、条例で男女の構成員がそれぞれ全体の 40%未満とならないように定め、「女性登用計画」で市役所の部局別の登用計画を策定するなど、全庁的な取組を進めています。そうしたなかで女性登用率は年々上昇していますが、いまだ目標が達成できていない状況です。

審議会などの女性登用率の推移



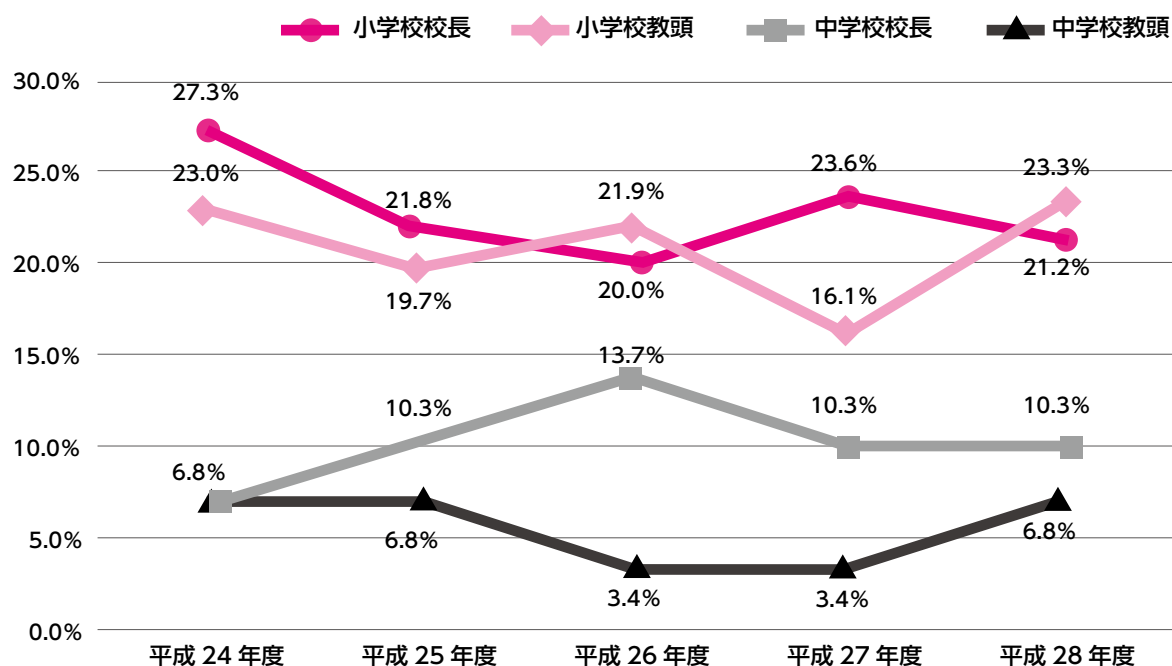
資料出所：内閣府、愛媛県、松山市市民参画まちづくり課

松山市の市議会議員、管理職員に占める女性の割合（年度別）



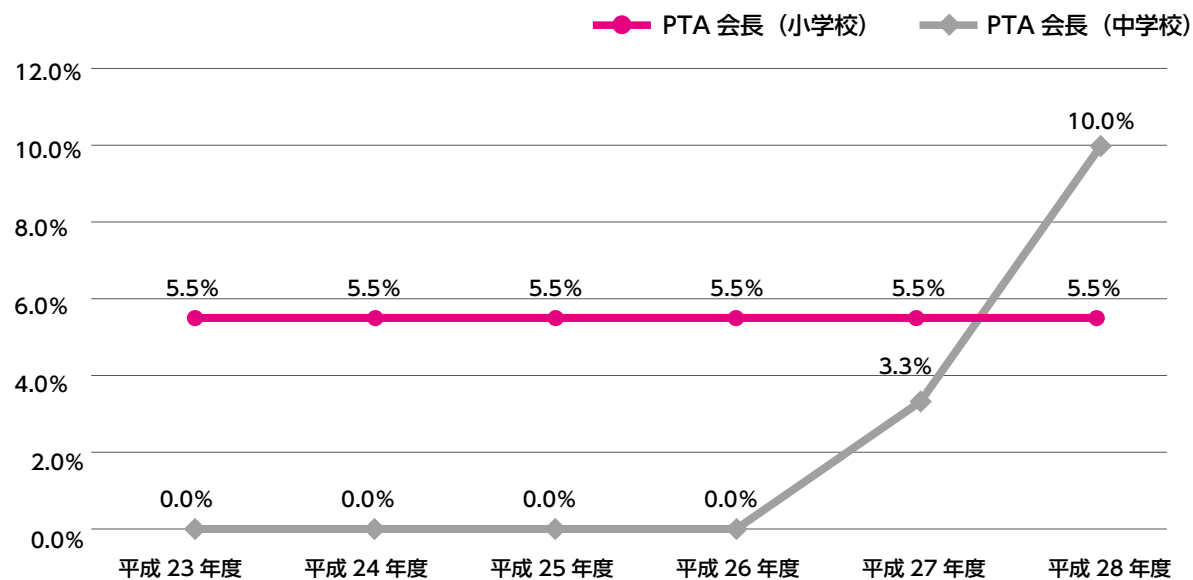
資料出所：松山市議会事務局・松山市人事課

小中学校管理職に占める女性の割合（年度別）



資料出所：松山市学校教育課

P T A 会長に占める女性の割合（年度別）



資料出所：松山市教育支援センター

【施策の方向】

【3－1－1】審議会等への女性の参画促進

新たな「女性登用計画」を策定するなど、審議会等での女性登用率の向上に向けた施策を行います。

【3－1－2】管理監督者への女性の登用促進

研修や業務を通じ、女性職員の上位職へのチャレンジ精神の高揚に努めます。

【3－2】地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が共に暮らしやすい地域や働く喜びがある職場をつくるために、方針などを企画・立案する段階から男女が共に参画することが求められています。従来と比べ、地域活動に参加する女性は多く、仕事を持つ女性も増えていますが、地域や職場の代表者に占める女性の割合は低く、地域や職場での方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況です。

本市では、平成28年（2016年）度の公民館事業の企画実施について調査・審議を行う公民館運営審議会の490人の委員のうち、女性は137人（28.0%）となっています。

地域では、少子・高齢化が進行し、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など様々な変化が生じており、男女が共に役割を担わないと立ちいかなくなる状況となっています。こうした中で、市民一人ひとりが加わって地域力を高め、行政とともに「新しい公共*」を担い、持続可能な社会を築くには、地域での男女共同参画が不可欠です。

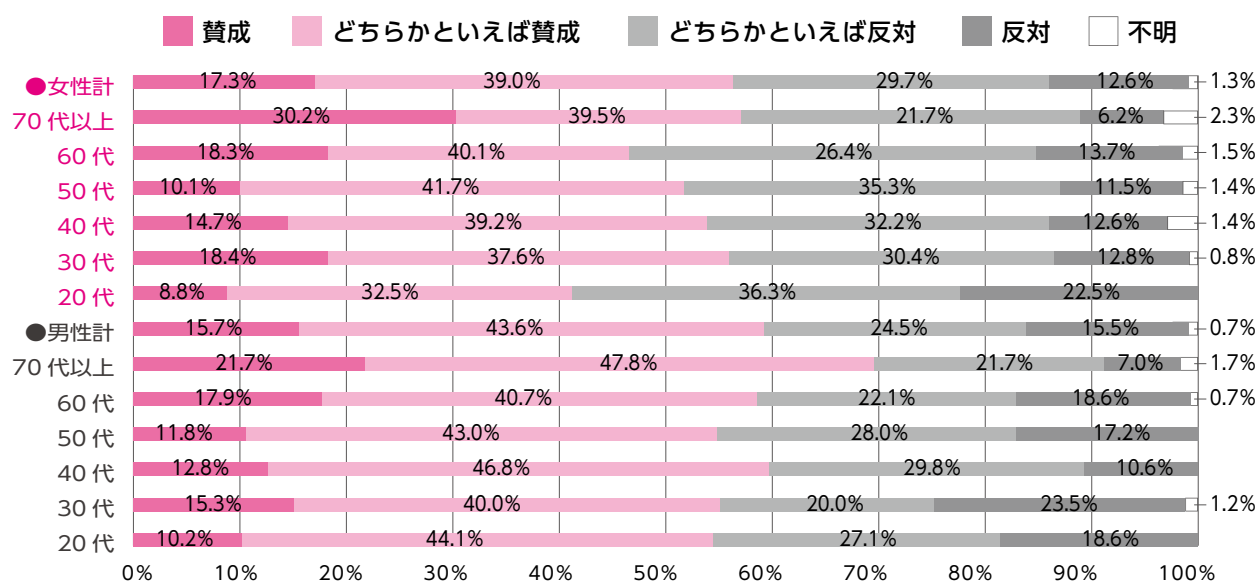
現在、本市では、町内会をはじめとする様々な団体が地域活動に取り組んでいます。また、地域の様々な課題を主体的に解決するネットワーク型の住民自治組織「まちづくり協議会*」の設立が進み、NPOなどの市民活動団体の活動も活性化しています。

市民が地域社会へ貢献し、地域社会を豊かなものにしていくためには、男女が共に地域活動に参加しやすい環境を整備し、出番と居場所のある地域づくりを進める必要があります。

また、食の安全や消費者ニーズに関心のある女性の参画は、農林水産業の振興に不可欠であることから、農林水産業の関係機関等での方針決定過程への女性の参画が必要です。

地域のリーダーに関する意識（年代別）

設問：「地域のリーダーは、男性の方が向いている」に対する回答

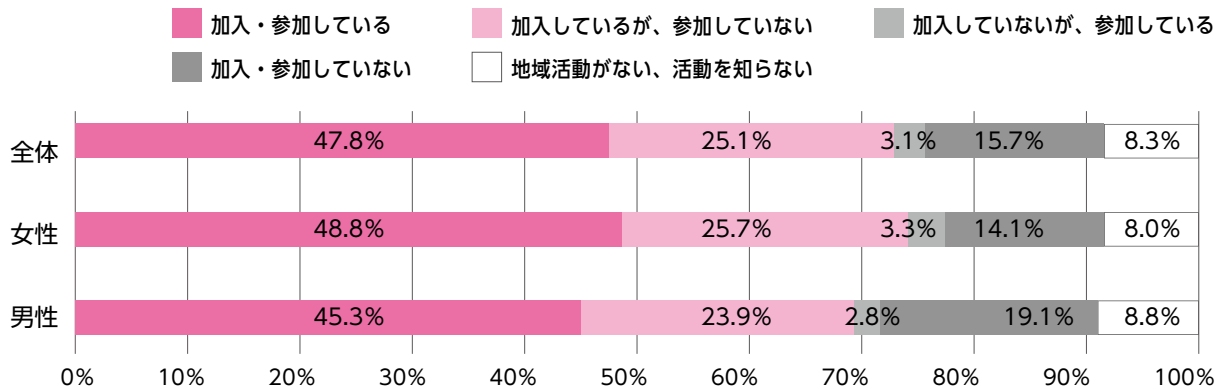


資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（公財）松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課

*新しい公共 行政だけでなく市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で共助の精神で活躍することを表現するものをいう

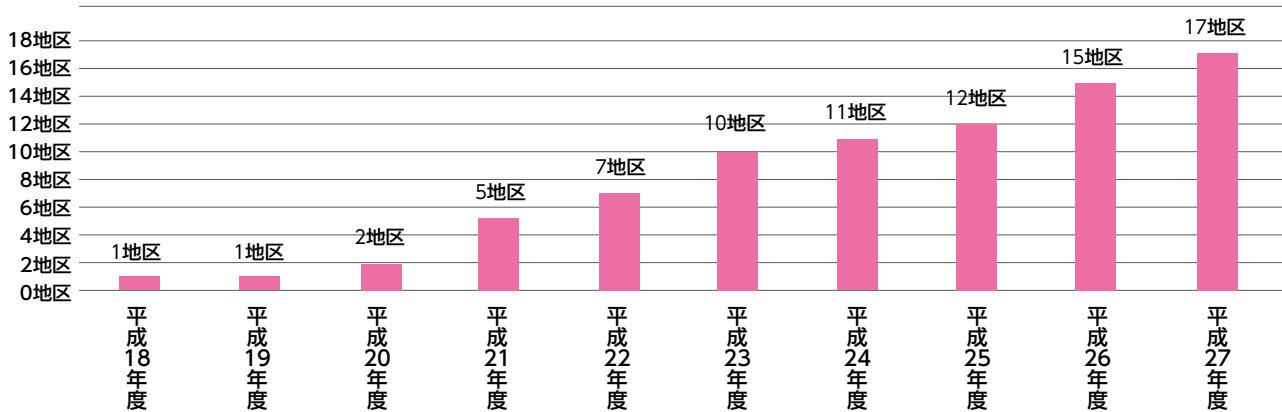
*まちづくり協議会 地域におけるまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、当該地域に住所を有する者、これらの者の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるものをいう

町内会・自治会等の活動に加入・参加しているか（男女別）



資料出所：平成 26 年度一般廃棄物（ごみ）に関する市民アンケート 松山市環境モデル都市推進課

まちづくり協議会設立数の推移（年度別）



資料出所：松山市市民参画まちづくり課

【施策の方向】

【3-2-1】女性リーダーの育成

女性が地域の組織・団体で指導的な役割を果たせるような学習機会の提供に努めるとともに、各方面で活躍する女性リーダーのネットワークづくりを行います。

【3-2-2】地域・職場などの方針決定過程への女性の参画の拡大促進

地域の組織・団体、事業所などでの女性の登用を促進します。また、農林水産業での関係機関等の方針決定過程への女性の参画の重要性について周知・啓発等を行います。

【3-2-3】地域活動への参画促進

公民館区域等を範囲とするネットワーク型の住民自治組織（まちづくり協議会）の結成を促すなど、地域活動への参画を促進します。

【3-2-4】地域で活動する団体等の支援・連携促進

男女共同参画の推進に取り組むグループや、市民活動団体に対し支援を行い、連携を促進します。

仕事と生活の 調和が図られる 社会を目指します



松山市男女共同参画推進条例

- 第 6 条 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるように推進されなければならない。
- 第 7 条 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるように推進されなければならない。

【４－１】雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保

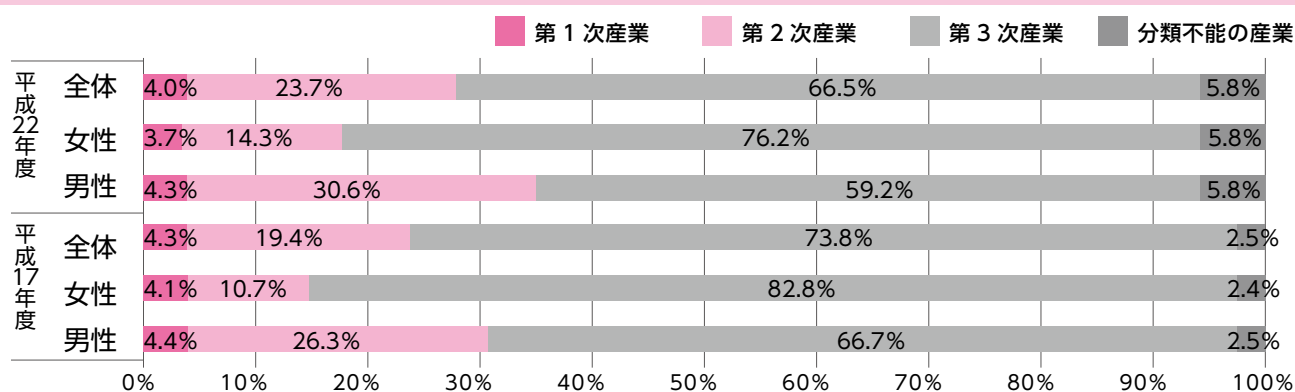
【現状と課題】

産業構造に関係なく、就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、雇用等の分野で女性が男性と均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現することは、男女共同参画社会の実現に極めて重要な意味を持っています。さらに、女性活躍推進法の施行に伴い、事業主にはこれまで以上の積極的な女性採用・登用が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増加しているにも関わらず、子育て等は女性が多くを担っている状況であるため、男女それぞれの理解を促進するとともに、子育てや介護に対する社会的支援により、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する必要があります。そのためには、男性中心型労働慣行*が残る職場風土の見直しが必要で、男女を問わず個性と能力を発揮できる職場づくりなど働き方の変革が必要です。

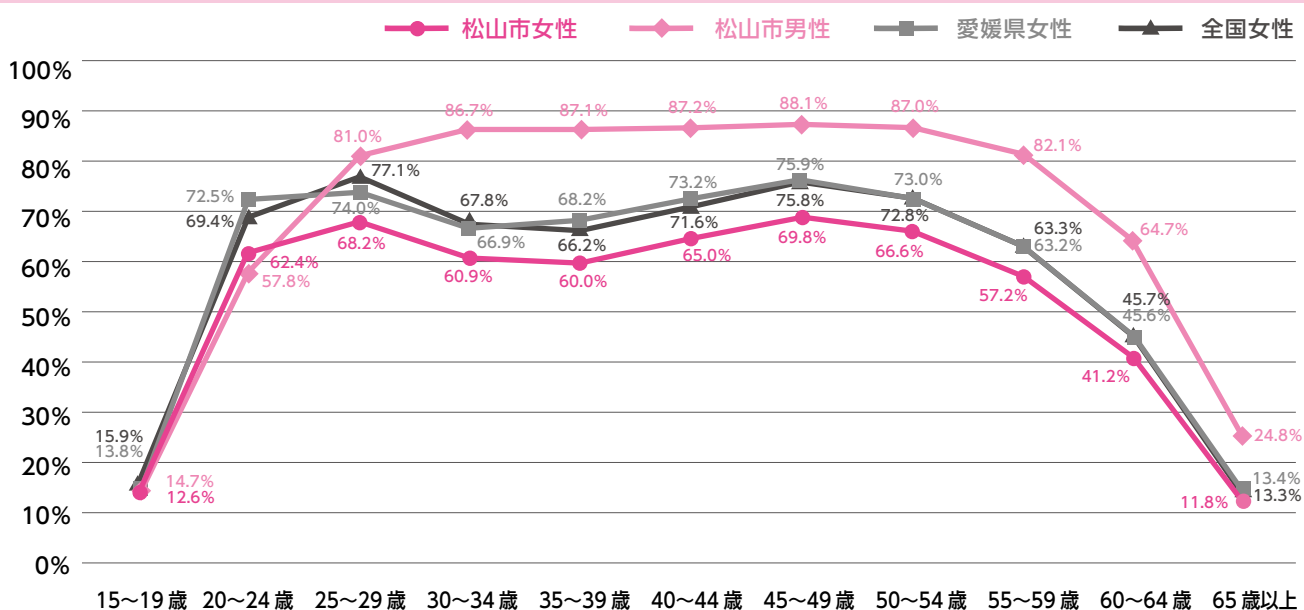
地域や家庭と結びつきのある農林水産業では、多くの女性が中心的な担い手となり、重要な役割を果たしています。豊かな自然環境や地産地消意識の広がり背景下、新しい経営感覚を持って「まつやま農林水産物ブランド」といった高付加価値型農業に挑戦する生産者も増加していることから、女性の能力を生かした経営や起業等に対する支援が必要です。

従事者の産業別割合の推移



資料出所：平成22年国勢調査

年齢階級別労働率

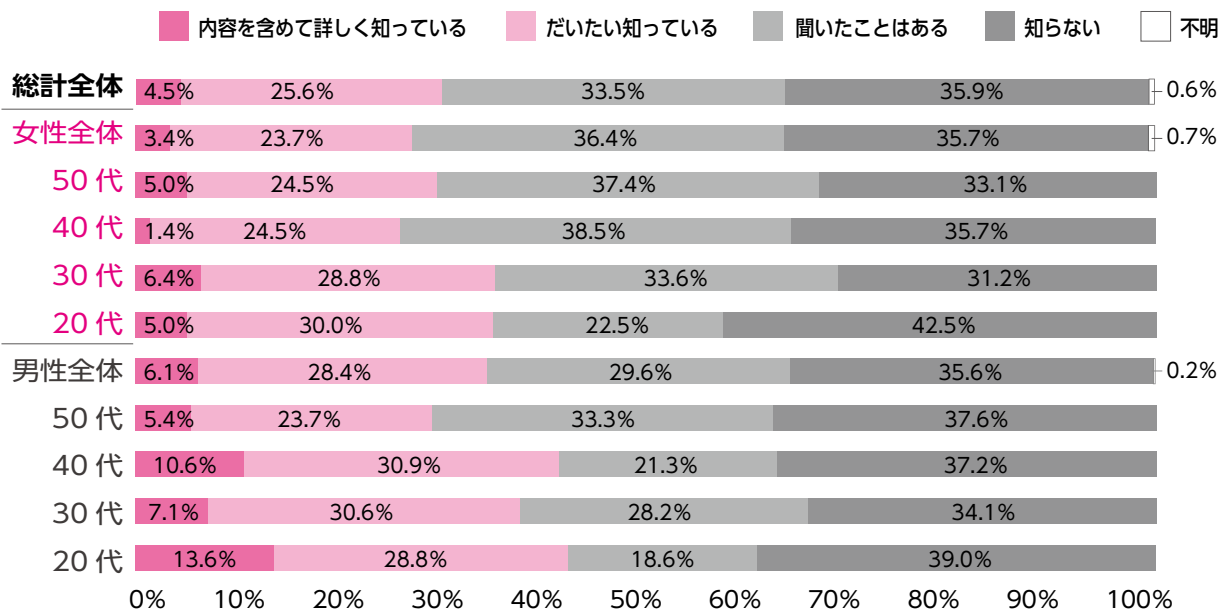


* 男性中心型労働慣行 長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいう

資料出所：平成22年国勢調査

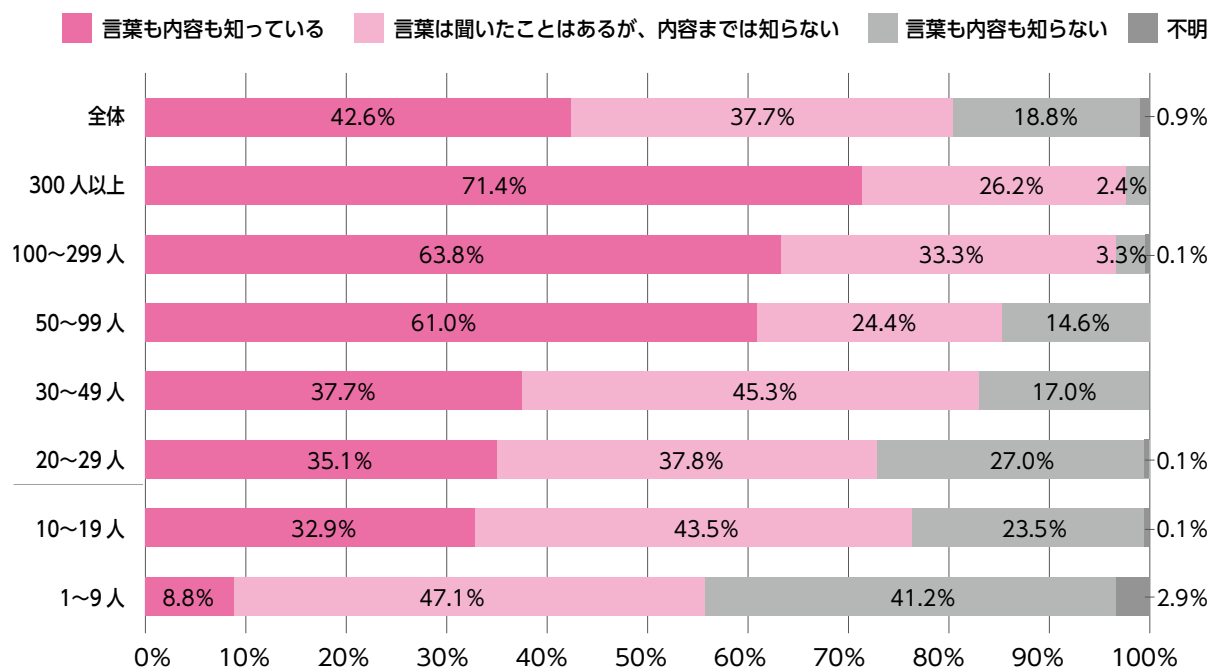
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

設問：「ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか」に対する回答
(市民－男女別・年代別)



資料出所：平成 28 年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（公財）松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課

(事業所－従業員数別)



資料出所：平成 22 年度仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する市民及び事業所意識調査（財）松山市男女共同参画推進財団

【施策の方向】

【4－1－1】男性中心型労働慣行の見直し

家庭や地域への参画が少なかった男性が、積極的に参画することができるよう、また、女性の活躍推進のためにも男性中心の働き方の体制を見直すための周知・啓発等を行います。

【4－1－2】男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

関係機関と連携しながら、事業主に対して、男女共同参画の重要性について理解を求めるとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）*」や女性活躍推進法等の周知・啓発等を行います。

【4－1－3】職場での男女共同参画の促進

労働条件・労働環境の整備を進めるため、関係機関と連携しながら周知・啓発等を行います。

【4－1－4】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性に関する社会的機運醸成を図るとともに、一人ひとりがそれぞれ望む調和（バランス）を実現できるよう広く周知・啓発等を行います。

【4－1－5】女性の経営参画の促進

家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める「家族経営協定」や効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す「認定農業者」に関する周知・啓発等を行います

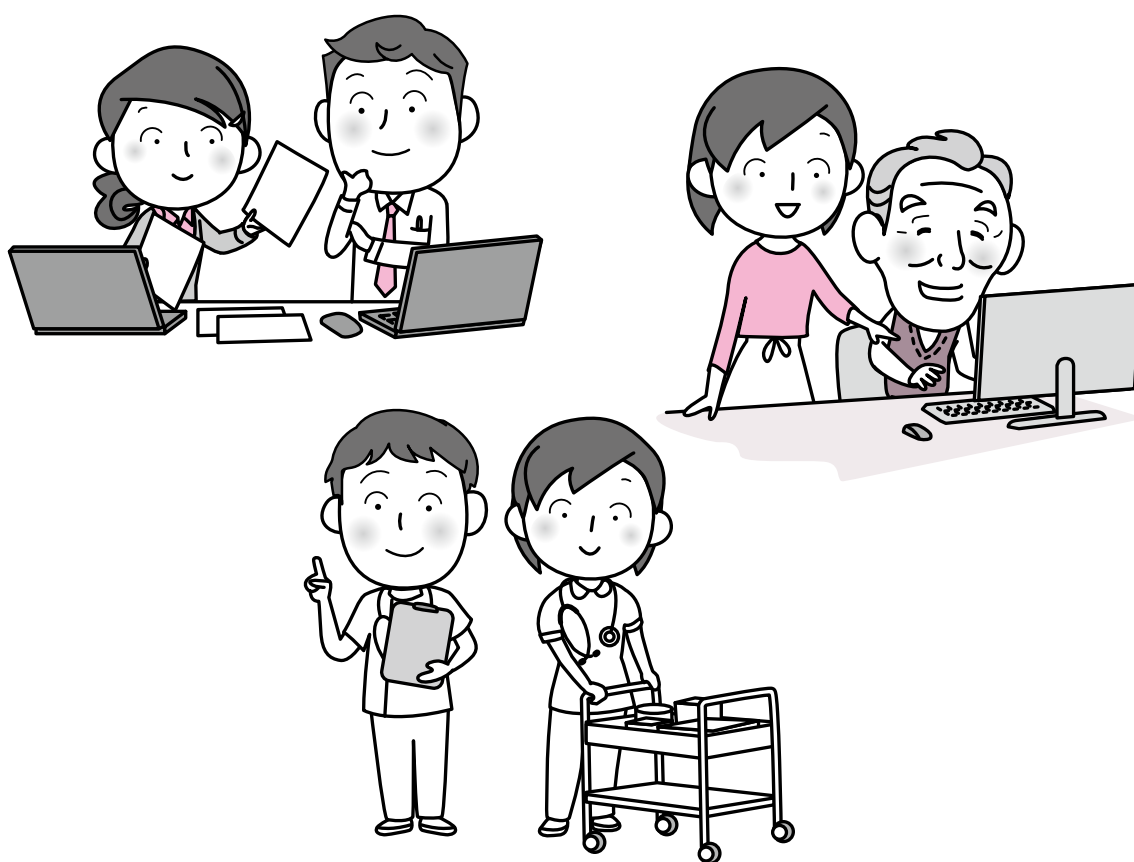
*男女雇用機会均等法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている法律をいう

【４－２】柔軟な働き方を可能にするための理解促進と条件の整備

【現状と課題】

価値観、ライフスタイル*等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な待遇・労働条件が確保されることは、能力発揮を促進する上で重要です。多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、個人の能力が発揮できるよう、職業能力の開発支援とともに、多様な就業ニーズに応じた支援が必要です。そのような中、市役所では、フレックスタイム制の導入やノー残業デーを設けるなどの取組を実施しています。

また、就業を中断した場合にでも、速やかに再就職ができるよう、国の体制整備や制度の見直しに合わせた対応が求められています。



【施策の方向】

【４－２－１】職業能力の開発支援

関係機関と連携して、就業ニーズに対応した能力開発や適応訓練など人材育成支援を推進します。

【４－２－２】多様な就業ニーズへの対応

関係機関と連携のもと、女性や若年者、高齢者などの雇用促進や再就職支援等への就業を促進します。

*ライフスタイル 衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味をもつものをいう

【４－３】高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

【現状と課題】

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合が高いため、女性がより高齢者施策の影響を受けます。また、障がいがあることや、日本で働き生活する外国人であることで、さらに生活する上で複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

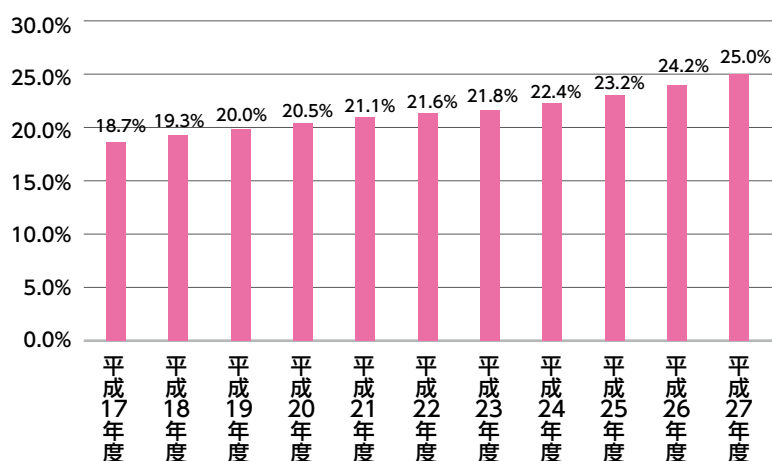
本市の高齢化率は、年々増加し４人に１人は高齢者という状況で、要介護等認定者も年々増加し、本市の出現率*は、平成28年（2016年）度で約22.1%となっています。これは、全国平均（約18.4%）と比べ高い数値です。

さらに、本市の生活保護率は年々上昇しており、平成26年（2014年）度で約24.8%（１か月平均）です。愛媛県の約10.8%や全国平均の約17.0%と比べて高い状況にあります。

ひとり親家庭については、依然として父子家庭と比較して母子家庭が約８倍多く、子どもの養育等で不安を抱えているひとり親家庭に対する支援の充実により、不安や負担感の解消に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会を支える重要な一員であると積極的にとらえ、誰もが安心して暮らせる環境の整備やセーフティーネット*を確立することが必要です。一方で、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策を展開する必要もあります。

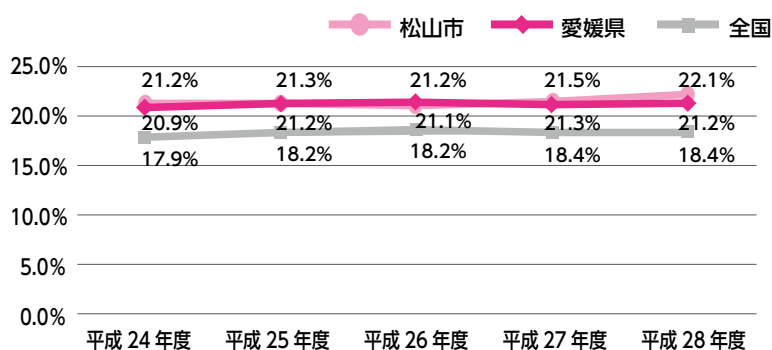
高齢化率（年度別）



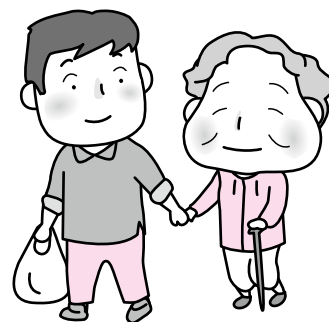
資料出所：松山市高齢福祉課



要介護認定者出現率（年度別）



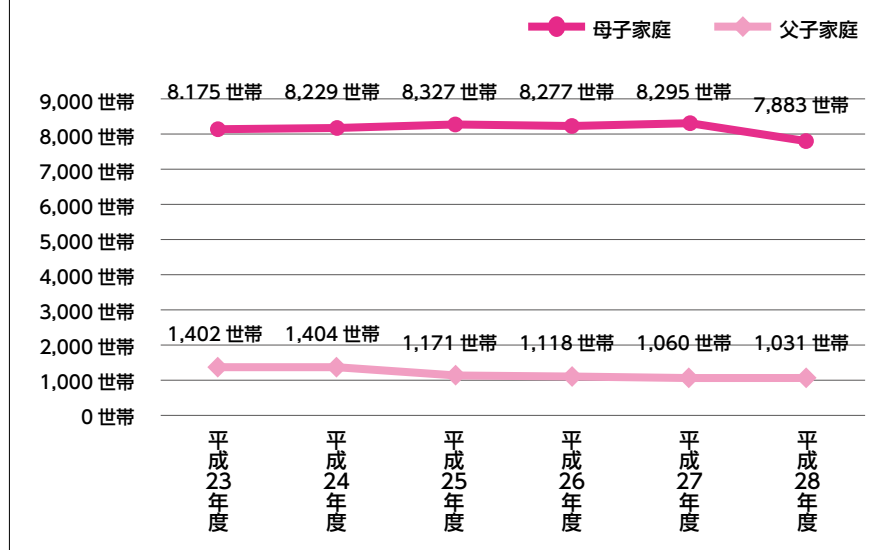
資料出所：厚生労働省 介護保険事業状況報告



*出現率 高齢者人口に対する要介護認定者数の割合

*セーフティーネット 安全網、安全策をいう

ひとり親家庭数の推移（年度別・母子、父子別）



資料出所：松山市子育て支援課



【施策の方向】

【4-3-1】高齢者、障がい者（児）等への支援充実

高齢者、障がい者（児）等の生きがいと社会参加の促進、就業や生活等への支援を充実します。また、外国籍市民や外国人留学生の生活等への支援を充実します。

【4-3-2】貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

若年者の正社員化支援、多重債務者に対する相談やひとり親家庭の自立など、困難に直面する市民の支援を充実します。

【4-3-3】子育てや介護等の支援

「松山市子ども・子育て支援事業計画*」や「松山市ひとり親家庭等自立促進計画*」に基づき、子育て支援サービスの充実に取り組みます。また、市民や事業所に対して育児休業、介護休業制度等の周知・啓発を行うとともに、介護サービスの基盤整備や質的向上を図るなど、介護支援体制を充実します。

*松山市子ども・子育て支援事業計画 平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画をいう

*松山市ひとり親家庭等自立促進計画 平成28年4月からスタートしたひとり親家庭等の自立を支援する事業を総合的に進める計画をいう

